

【別紙6 償還免除者へのフォローアップ支援フロー図】

《事務の流れ》

- ① 県社協(償還事務センター)は、免除者に生活状況アンケート、相談機関の案内・市区町村社協への相談の呼びかけを送付。
償還免除となった方へは免除承認通知と同時に相談機関の案内等を送付する。
市区町村社協は、日ごろから広く住民に市区町村社協をPRし、相談促進を図る。

② 県社協(償還事務センター)は借受人状況を福祉フォロークラウドへアップする。
データアップの通知を受けた市区町村社協は内容を確認する。

③ 市区町村社協は借受人状況から、「③償還免除者」をフォローアップ対象者として抽出する。
免除理由が重度障害の手帳や生活保護の場合は、関係機関につながっていると考えられるため、市区町村社協からのアウトリーチ等の対象とする必要はないが、当該機関との連携を取りながら必要に応じて見守り等を行う。

④ ③で抽出したデータを元に、アウトリーチ(訪問・架電・郵送・アンケート調査・相談会やイベントへの案内等)を行うなどし、状況を確認し、以下のとおり対応する。
■すでに市区町村社協で支援をしている場合は、引き続き市区町村社協で支援を継続する。
■すでに自立相談支援機関や福祉事務所で支援をしている場合は、引き続き当該機関で支援がされるため、基本的には市区町村社協によるフォローアップ支援の対象とはしないが、今後も関係機関と連携を取りながら必要に応じて見守り等を行う。
■自立相談支援機関や福祉事務所の支援が必要と判断される場合
本人の希望を確認し、当該機関へのつなぎを行う。
■その他のケースについて、社会福祉協議会によるフォローアップの対象として支援する。

⑤ アウトリーチ等による状況確認後、市区町村社協でフォローアップ支援(相談支援等)を行う。
(アウトリーチによることなく免除者が自ら市区町村社協へ相談してきた場合も同様とする)
支援は、対象者世帯の状況に応じて、当面の生活維持のための短期的な支援のほか、貧困の連鎖からの脱却に向けた中長期的支援を本人同意のもと進める。

また、ハローワークや県社協(無料職業紹介)、その他関係機関による取組を積極的に活用していくものとし、支援を進めていく中で、当該借受人が他機関での支援が必要と認められる場合は、本人の同意を得た上で、当該機関へつなぐ。

⑥ 市区町村社協は、フォローアップ支援の結果(支援することとなった機関等)を、福祉フォロークラウドの支援状況記録アプリを使い報告する。

